

# (1) 婦人保護事業の概要

## 1. 根拠法等

- ① 売春防止法(昭和32年制定)
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(13年制定/16年・19年・25改正)
- ③ 人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画2009(平成21年12月)

## 2. 対象女性 (「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<局長通知>)

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者(婦人相談所における人身取引被害者への対応について<課長通知>)
- ⑥ ストーカー被害者(「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<課長通知>)

## 3. 実施機関等

- ① 婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)及び一時保護所
- ② 婦人相談員(都道府県婦人相談所・市福祉事務所等)
- ③ 婦人保護施設(都道府県・社会福祉法人)
- ④ このほか、一時保護の委託先として母子生活支援施設、民間シェルターなど

## (2) 婦人保護事業の各機関

(25年度 予算額)

### 婦人相談所

○売春防止法に基づき都道府県に設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務も行う

○全国49か所(平成25年度)

○一時保護機能を持ち、要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の相談・支援、一時保護委託を行う

○一時保護に係る人件費や入所者の生活費について、婦人保護事業費負担金にて対応

(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約9億円)

○婦人相談所活動費、外国人婦女子緊急一時保護経費等の一部について、婦人相談所運営費負担金にて対応

(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約2千万円)

### 婦人相談員

○売春防止法に基づき都道府県、市等が委嘱し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務を行う

○1, 235人(平成25年4月1日現在)

都道府県 453人、市(特別区含む) 782人

○都道府県婦人相談所、市福祉事務所等に所属し、要保護女子、DV被害者の相談・指導を行う

○婦人相談員活動強化対策費(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

### 婦人保護施設

○売春防止法に基づき都道府県や社会福祉法人が設置し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護も行う

○全国39都道府県に49か所(平成25年度)

○要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の保護、自立のための支援を行う

○施設職員の人件費、入所者の生活費について、婦人保護事業費補助金にて対応

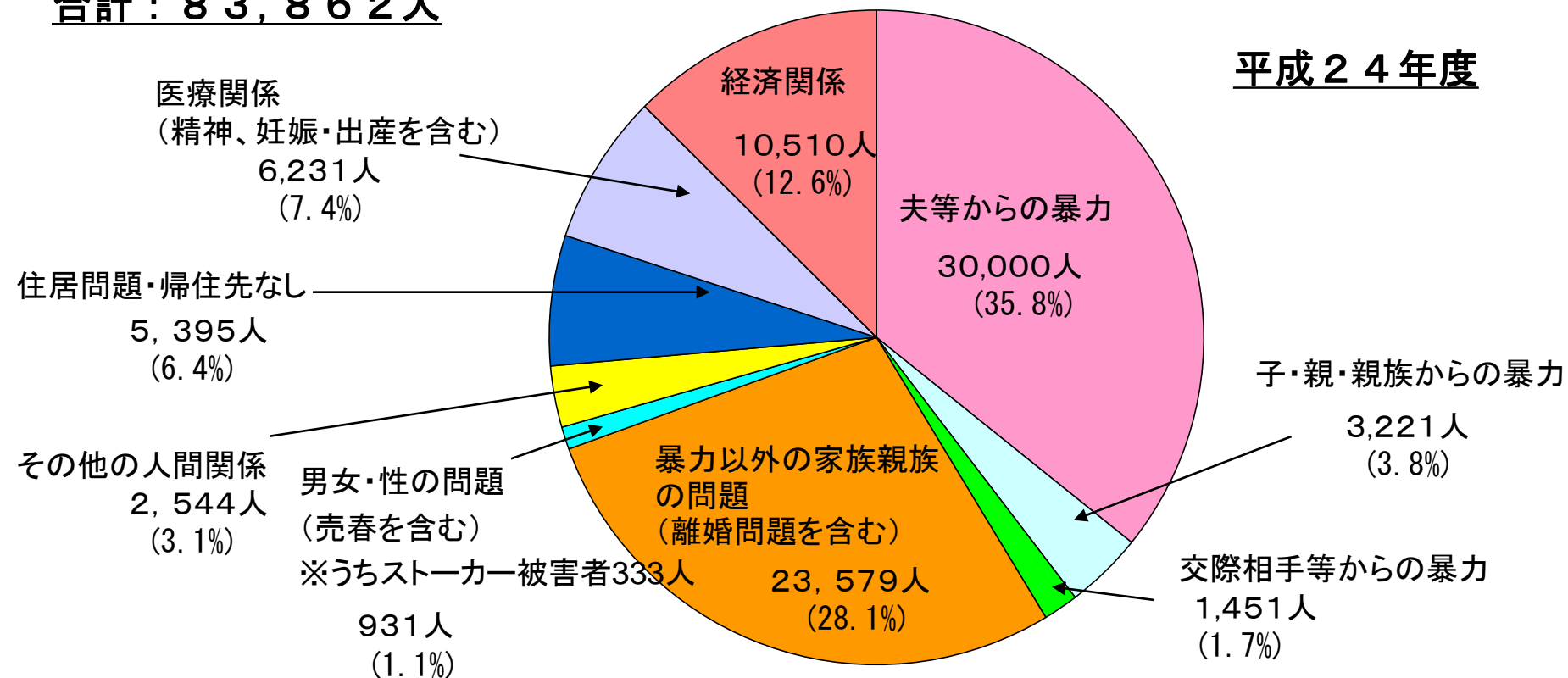
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約12億円)

### (3) 婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の35.8%。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の41.3%を暴力被害の相談が占めている。

**合計：83,862人**

**平成24年度**

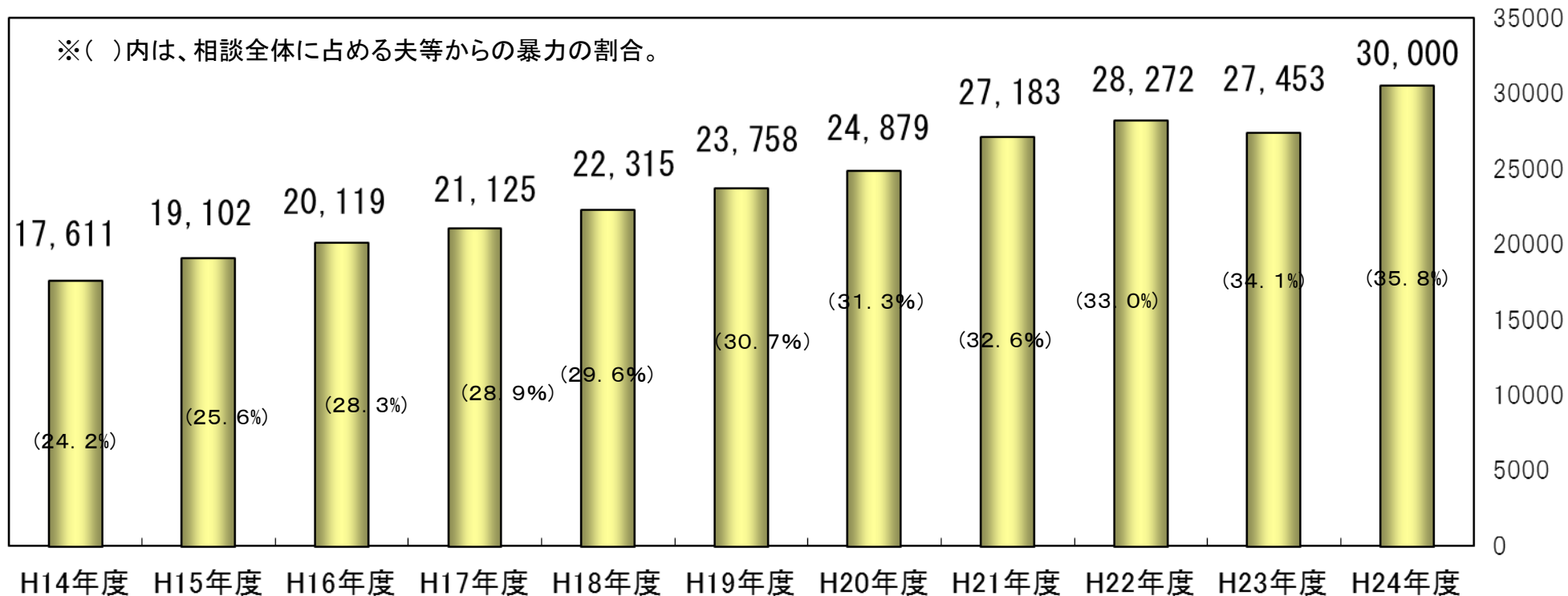


## (4) 婦人相談所及び婦人相談員による相談

○婦人相談所及び婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数の相談全体に占める割合は、年々増加。

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

(人数)



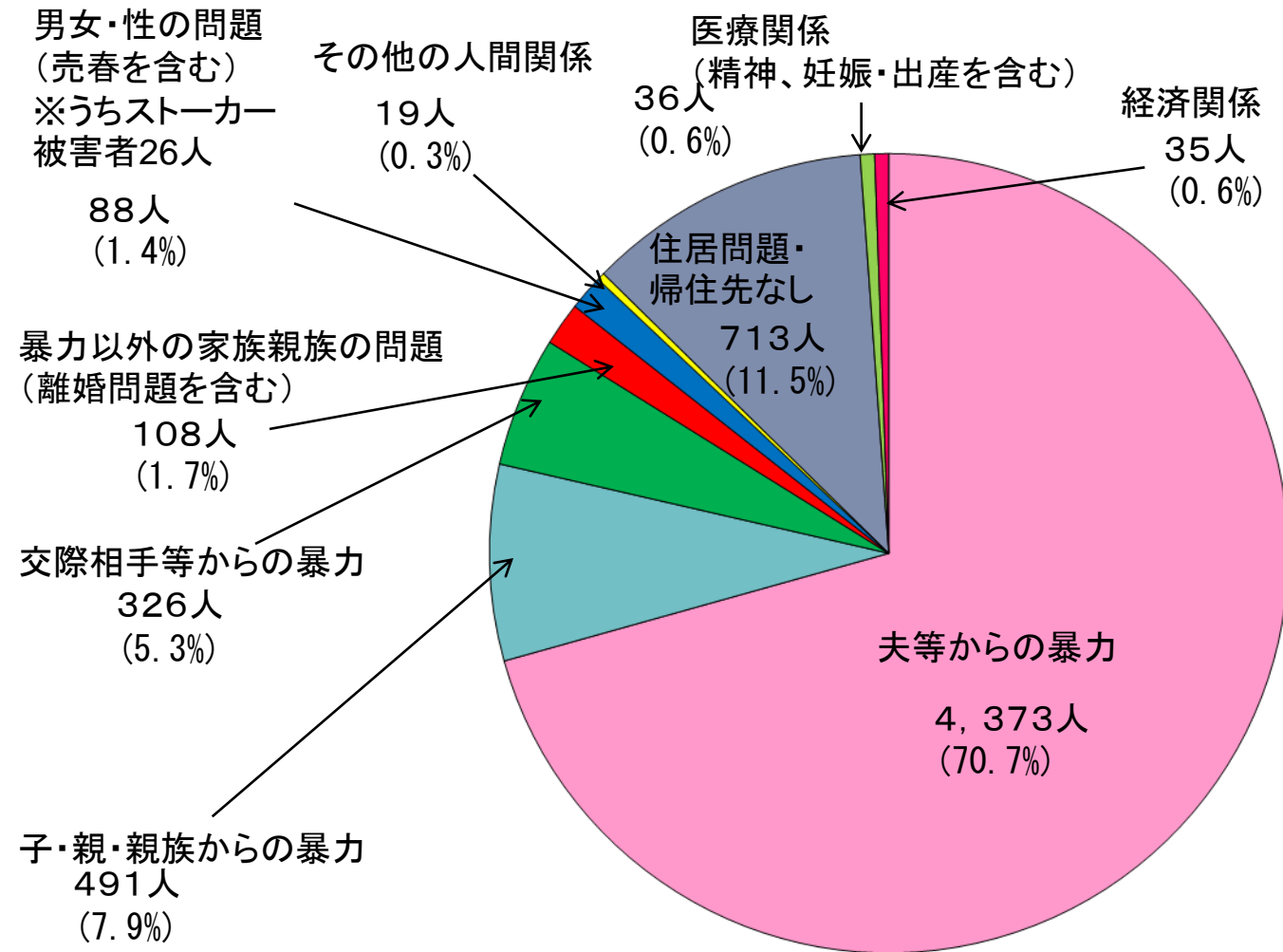
(厚生労働省家庭福祉課調べ)

## (5) 婦人相談所における一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の70.7%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の83.9%を暴力被害が占めている。

平成24年度

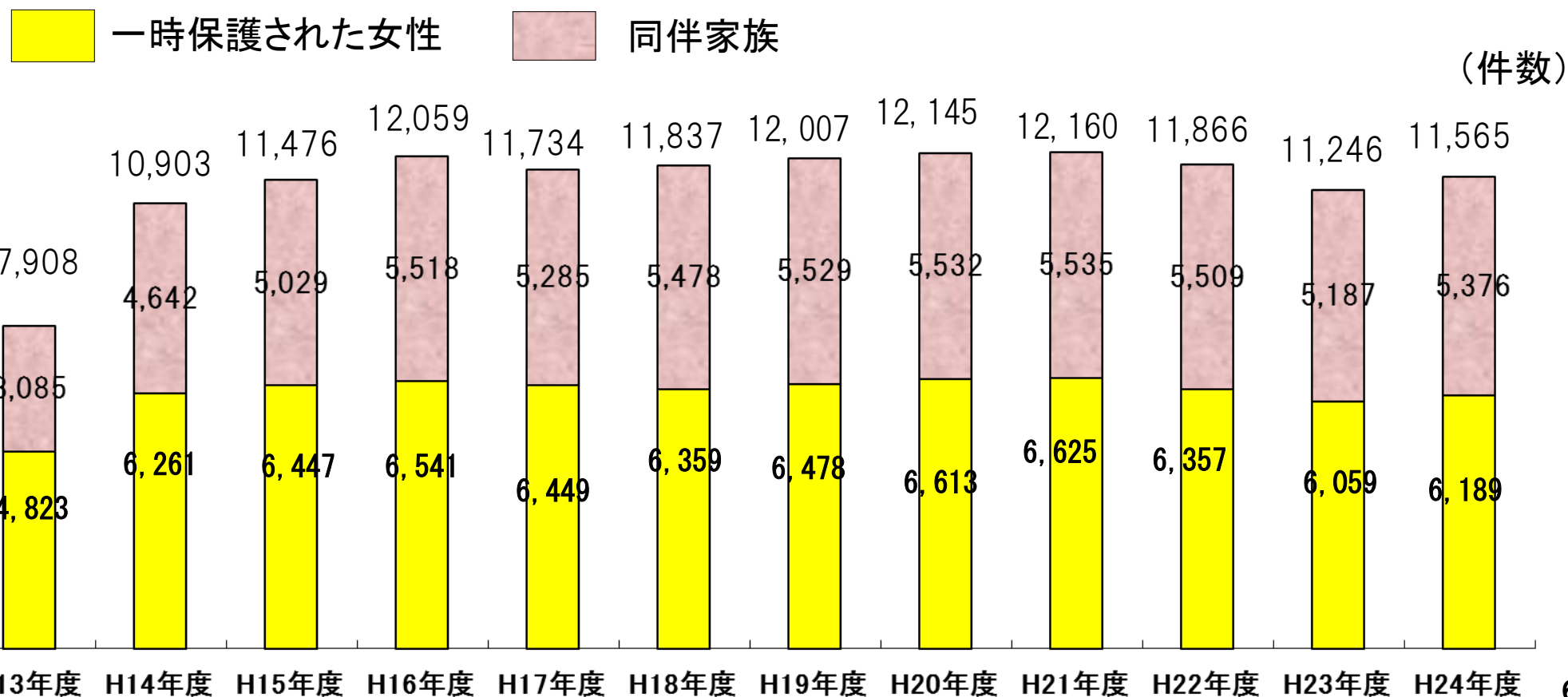
合計: 6,189人



## (6) 婦人相談所による一時保護者数の推移

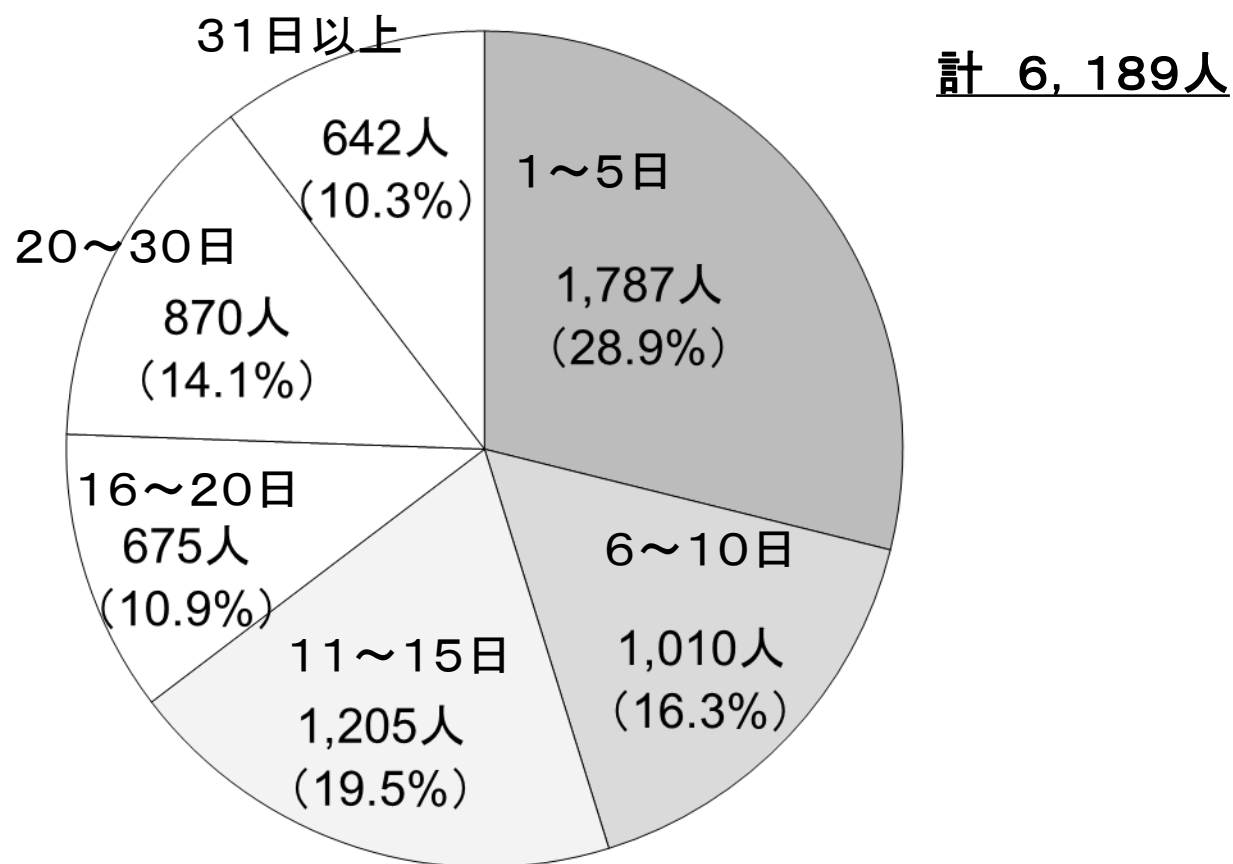
○婦人相談所により一時保護された女性は約6千2百人。同伴家族の数が約5千4百人で、合計約1万2千人となっている。

○一時保護件数は平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。



## (7) 婦人相談所による一時保護の在所期間(平成24年度)

○一時保護の平均在所日数は14.8日となっている。



## (8) 一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成25年4月1日現在で328施設。  
(うちDV防止法第3条第4項に基づく委託先でない施設(売春防止法・人身取引関係のみ)が2か所)
- 平成24年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,834人。  
(女性本人1,721人、同伴家族2,113人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数14.5日となっている。(一時保護委託ケース)

### 一時保護の委託契約施設数(平成25年4月1日現在)

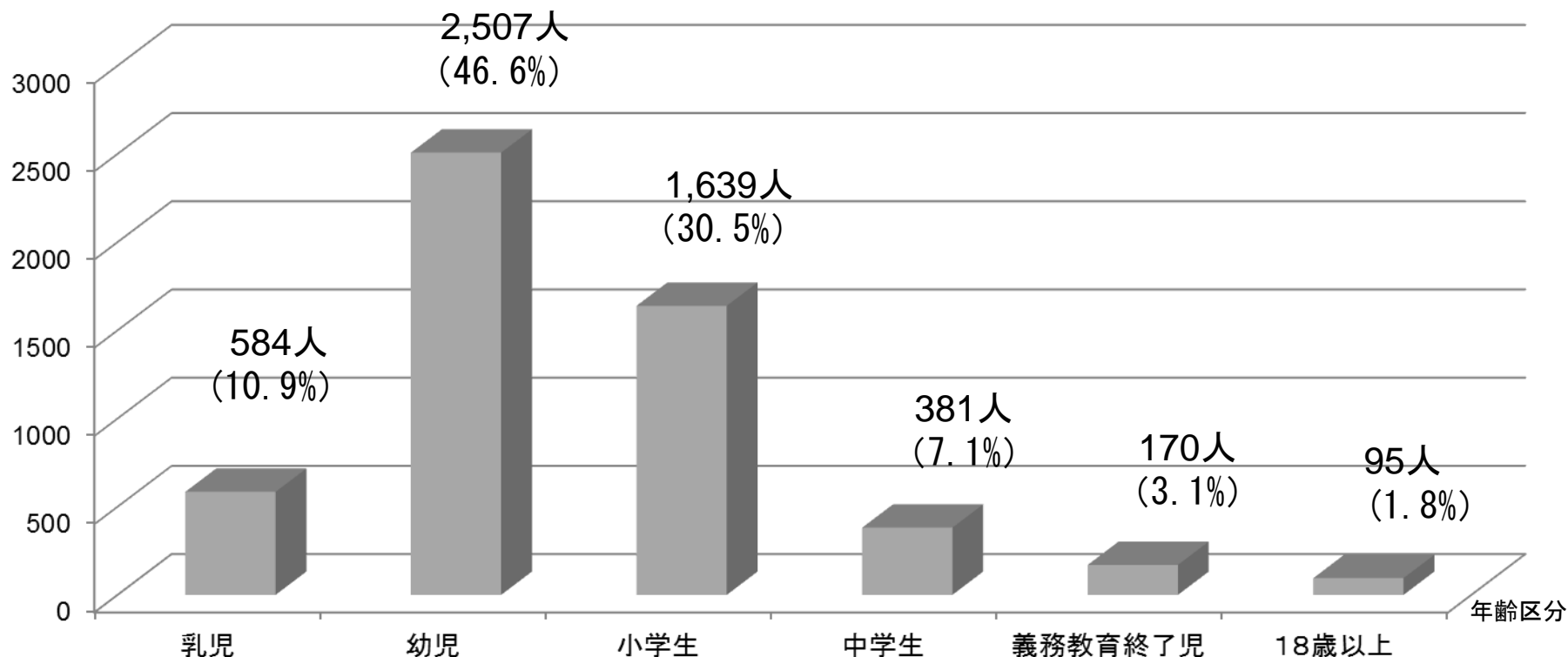
施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	106 (108)	105 (98)	45 (32)	20 (22)	9 (8)	8 (8)	25 (19)	6 (6)	4 (2)	328 (303)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ( )内は、平成24年4月1日現在



## (9) 一時保護同伴家族の状況(平成24年度)

- 約6割が乳児・幼児。約3割が小学生。同伴家族の98%が18歳未満の児童。
- ほとんどが婦人相談所一時保護所または一時保護委託先において保護女性と一緒に保護。
- 年齢の高い男子を伴う場合は、一時保護を委託するケースが多い。

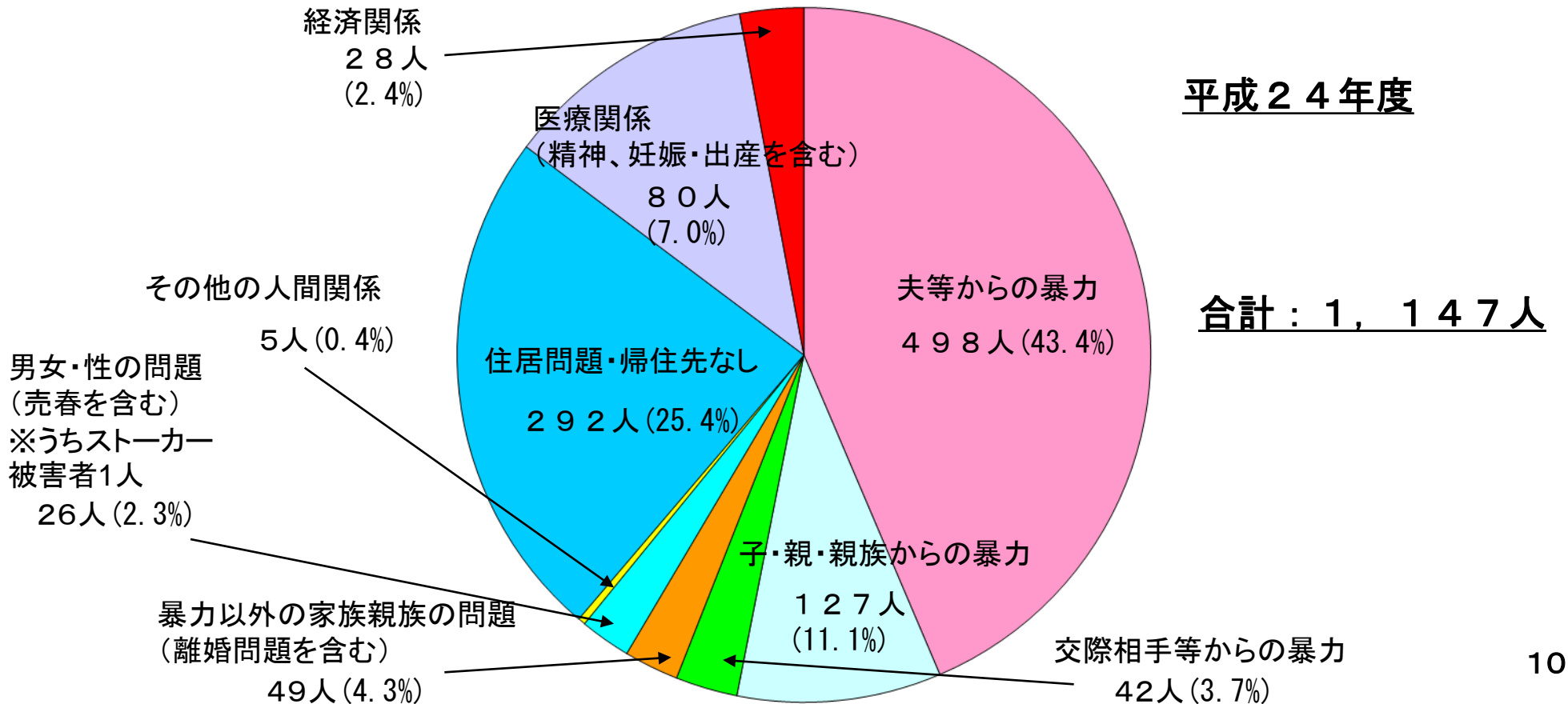


合計:5,376人

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

## (10) 婦人保護施設における在所者の入所理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の43.4%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が58.2%。
- ※ なお、在所者1,147人のほかに、同伴家族444人(うち同伴児童438人)が入所している。



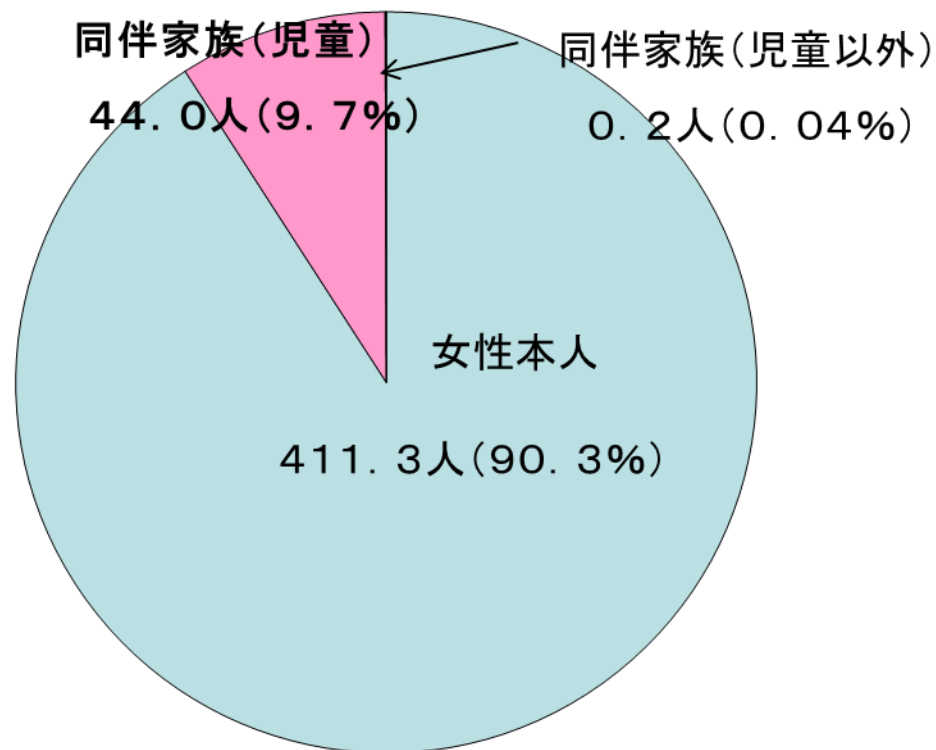
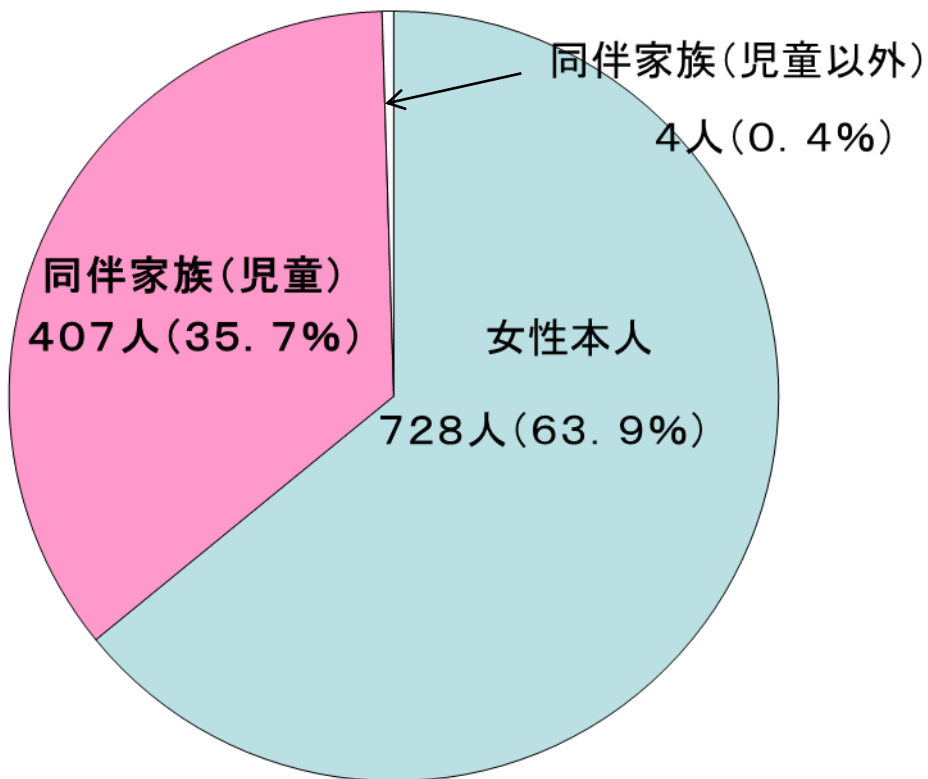
# (11) 婦人保護施設における同伴家族の割合

婦人保護施設の新規入所者数では、同伴児童が約4割を占めるが、平均在所人数で見ると同伴児童は約1割となっている。

○婦人保護施設新規入所者

(平成24年度)

○婦人保護施設平均在所人数



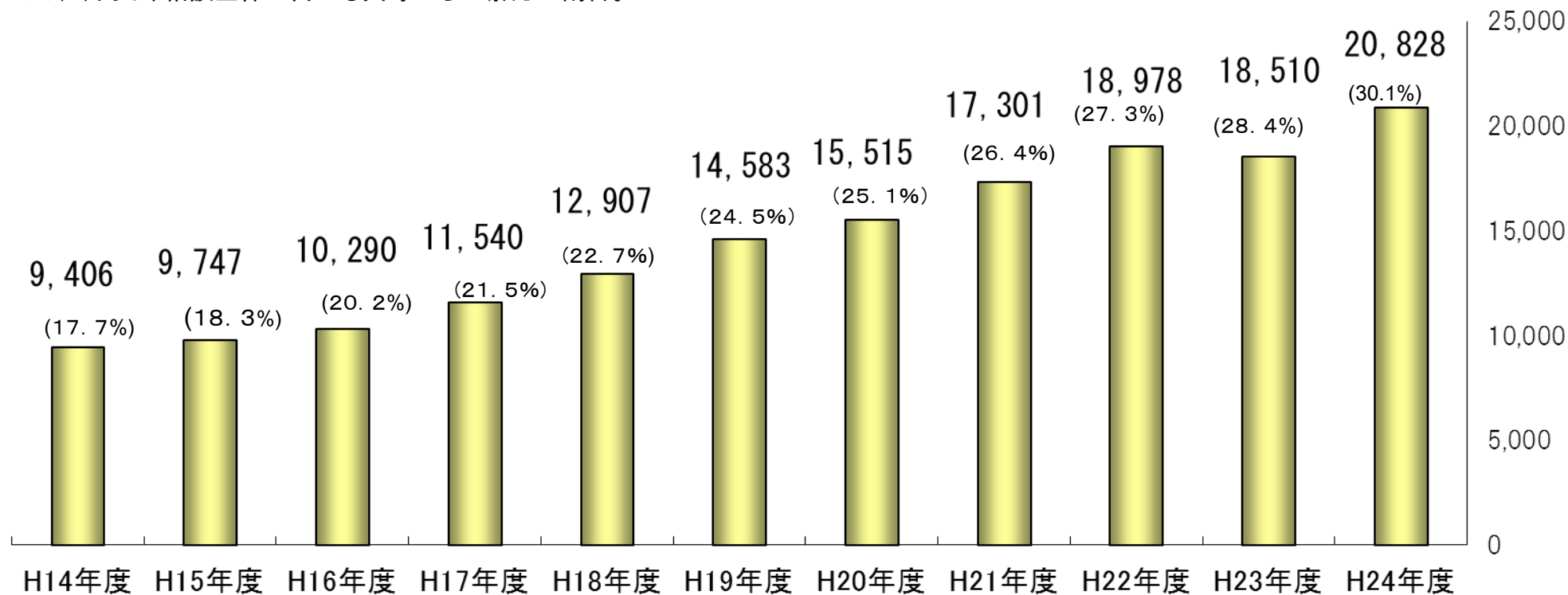
## (12) 婦人相談員による相談件数の推移

○婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数の相談全体に占める割合は年々増加。

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

(人数)

※( )内は、相談全体に占める夫等からの暴力の割合。



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# (13) 婦人相談員の推移

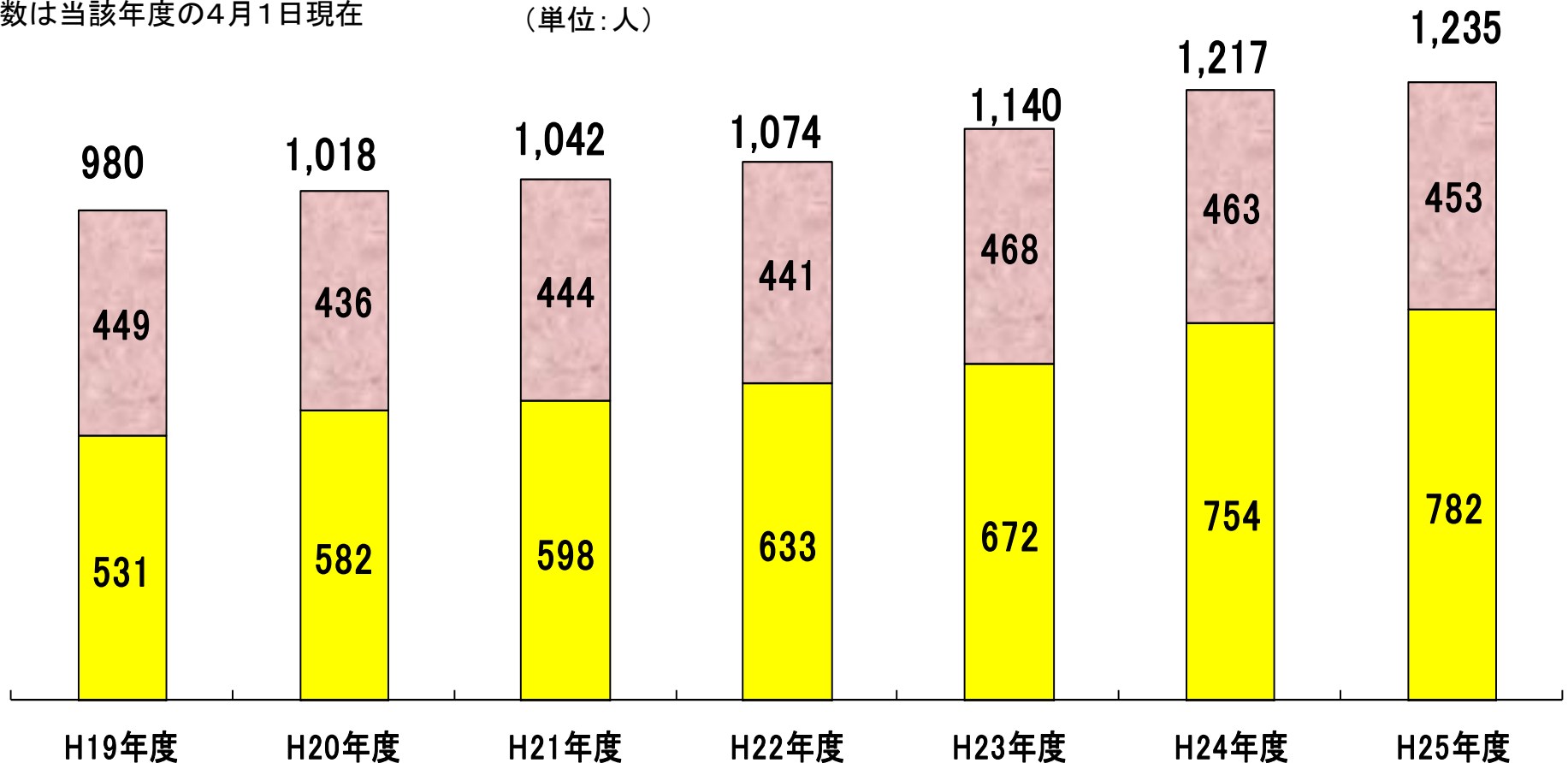
○婦人相談員は、都道府県及び市から委嘱され、夫等からの暴力を始めとした女性の様々な相談に対応している。

○婦人相談員の員数は毎年少しずつ増加しているが、特に市の増加率が大きい。

市 都道府県

※人数は当該年度の4月1日現在

(単位:人)



# (14) 厚生労働行政における婦人保護事業関係機関 (概要)

